## 政治団体の収支報告書等に係る代表者の責任強化法案

【政治資金規正法・政党助成法の改正】

<立法の背景・趣旨>

いわゆる政治と金の問題をめぐっては、政治団体の収支報告書の不提出・不記載・ 虚偽記入があった場合に、収支報告書の記載・提出義務者である会計責任者は処罰で きても、政治家(代表者)は処罰し難い状況にある。

→ 上記の場合において、政治家(代表者)も直接処罰の対象にし、政治団体の収支報 告書の記載・提出に係る政治家の責任を明確にする必要がある。

政治団体の収支報告書について、政治団体の代表者も記載・提出義 務者に位置付けることとする。

→ 収支報告書の不提出・不記載・虚偽記入があった場合には、会計 責任者と同様、代表者も直接処罰の対象となる(5年以下の禁錮又 は100万円以下の罰金、重過失も処罰、公民権停止の規定を適用)。

## 現行

政治団体の収支報告書の記載・ 提出義務者は、会計責任者のみ (解散時等を除く)



収支報告書の不提出・不記載・虚偽記入 について、代表者は、会計責任者の選任 及び監督について相当の注意を怠った 場合にのみ処罰(50万円以下の罰金)

\* 公民権停止の規定を適用

## 改正法

政治団体の収支報告書の記載・提出義務者に、代表者を加える



提出義務者に、代表者を加える

収支報告書の不提出・不記載・虚偽記入 について、会計責任者と同様、代表者も 直接処罰の対象(5年以下の禁錮又は 100万円以下の罰金、重過失も処罰)

- \* 公民権停止の規定を適用
- \* 会計責任者の選任及び監督に係る代表者の罰則は削る
- ※ 政党助成法に基づく政党交付金の使途等報告書についても、 同様の改正を行う。